

議案第二十八号

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十二年六月五日

提出者

杉並区長

山

田

宏

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和五十年杉並区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第八項第四号中「第五十六条の二第三項」を「第五十六条の三第三項」に改め、  
同条第十一項第一号中「第五十六条の二第一項第一号イ」を「第五十六条の三第一項第一号イ」に改め、同項第二号中「第五十六条の二第一項第一号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

雇用保険法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(失業者の退職手当) 第十五条 略</p> <p>2 7 略</p> <p>8 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 職業に就いた者 雇用保険法第五十六条の三第三項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p>	<p>(失業者の退職手当) 第十五条 略</p> <p>2 7 略</p> <p>8 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 職業に就いた者 雇用保険法第五十六条の二第三項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p>

資 料

五及び六 略

9 及び 10 略

11 第八項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第八項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

一 雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

二 雇用保険法第五十六条の三第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

12 及び 13 略

五及び六 略

9 及び 10 略

11 第八項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第八項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

一 雇用保険法第五十六条の二第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

二 雇用保険法第五十六条の二第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

12 及び 13 略